



令和8年度

大分県PTA安全補償制度の概要

〈PTA団体傷害保険（PTA団体傷害保険特約（B）セット傷害保険）・PTA賠償責任保険〉

●大分県PTA安全補償制度は、県下全会員の相互扶助を目的とした事業です。

大分県PTA安全補償制度は、PTA団体傷害保険特約付普通傷害保険とPTA賠償責任保険を組み合わせたもので、東京海上日動火災保険(株)を引受保険会社とし、大分県PTA連合会が保険契約者（以下契約者といいます。）となる団体契約です。

●本制度の特徴

- ①PTA会員と児童・生徒が、PTAが主催・共催する活動（※）中に被ったケガを補償します。
 - ②PTAが主催・共催するPTA活動（※）において、第三者賠償事故やPTAが借用したものを壊した場合の賠償事故を補償します。
- ※PTA行事とは、日本国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等PTA会則（名称を問いません）に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。
- （注1）独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガは保険金のお支払い対象となりません。
- （注2）保険金をご請求いただく際には、PTA会員名簿のご提出をお願いいたします。

●保険期間

令和8年7月1日午後4時より令和9年7月1日午後4時までの1年間

●年間保険料

一世帯あたり450円の県PTA会費の内、約150円がPTA安全補償制度の保険料となっており、単位PTAごとに一括加入となります。なお、新学期になりPTAで集金します。

●補償内容等（裏面を併せてご覧ください。）

【PTA団体傷害保険】（PTA団体傷害保険特約（B）セット傷害保険）

被保険者	対象となる事故	保険金額	
		児童・生徒・PTA会員・PTA会員の同居の親族・PTA行事への参加が事前にPTAより認められてる者	PTAが主催・共催する行事参加してる間、または当該行事に参加するための自宅と開催場所との往復途上において被保険者が被った傷害事故（熱中症を含む）
		入院保険金日額	2,700円
		通院保険金日額	1,800円

※手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。

また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※細菌性中毒、ウイルス性食中毒は補償の対象にはなりません。

※テニス肘のような「急激性、偶然性、外来性のいずれかまたは全てを欠く」ケースについては補償の対象にはなりません。